

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

県政要聞

○監査公表

福島県監査委員

監査公表第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した県公営企業に係る定期監査を執行した結果は、次のとおりです。

平成21年9月29日

福島県監査委員 鳴 原 吉之助
福島県監査委員 宗 方 直 保
福島県監査委員 野 崎 宏 之
福島県監査委員 高 野 宏 之

監査対象機関 福島県企業局

執行年月日 平成21年7月14日

担当監査委員 鳴 原 吉之助

野 崎 直 実

(工業用水道事業)

第1 決算及び財務の状況

平成20年度における決算及び財務の状況は、損益計算書及び貸借対照表のほか財務諸表は適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、適正に執行されているものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における工業用水道事業の業務運営の状況は、総給水量367,543,019㎥で、前年度に比べ565,611㎥(0.15%)減少しているが、これは既給水先の増量契約があった

ものの、前年度がうるう年で給水日数が減少したことによるものであり、工業用水道全体の給水は計画どおり実施されたものと認められる。

また、当年度における建設改良事業についても、磐城工業用水道第2期改築事業の配水管布設管工事など、計画どおり実施されたものと認められた。

経営成績では、事業収益が2,655,916,033円に対し事業費用は2,462,453,792円で、当年度の純利益は193,462,241円となっている。これは契約水量の増加に伴う営業収益の増加並びに修繕費をはじめ、いわき事業所における職員の減少に伴う職員給与費などの営業費用の減少及び企業債支払利息の減少によるものである。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

(地域開発事業)

第1 決算及び財務の状況

平成20年度における決算及び財務の状況は、損益計算書及び貸借対照表のほか財務諸表は適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における地域開発事業の業務運営の状況は、田村西部工業団地において236,424.73㎡を分譲し、白河複合型拠点において業務用地1,000.08㎡及び住宅用地2,031.39㎡の分譲となっており、当年度末における分譲率は、田村西部工業団地が78.3%、白河複合型拠点(造成済み)の工場用地が78.6%及び業務用地・住宅用地が45.4%となっている。

経営成績では、事業収益2,706,434,657円に対し事業費用は4,163,776,776円で、この結果当年度の純損失は1,457,342,119円となり、前年度と比較して415,644,287円(39.9%)の増加となっている。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

(公営企業資産活用事業)

第1 決算及び財務の状況

平成20年度における決算及び財務の状況は、損益計算書及び貸借対照表のほか財務諸表は適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における業務運営の状況は、貸付事業に係る貸付金の回収を行っているのみである。

経営成績では、事業収益が963,734円に対し事業費用は0円であり、当年度の純利益は963,734円である。

本事業は、公営企業の資産を活用して新たな事業の開発調査と出資及び貸付を行うため創設されたところであるが、貸付事業の継続だけで、現在、実質的な事業は実施されていない。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監査対象機関 福島県企業局いわき事業所

執行年月日 平成21年7月10日

担当監査委員 宗方保

高野宏之

事業経営の状況

給水事業を行っているが、その事業管理の状況は適正であると認められた。

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・契約の事務手続に適切でないもの（企業局財務規程による予定価格の限度額を
超えた随意契約）がある。

監査対象機関 福島県病院局

執行年月日 平成21年7月14日

担当監査委員 宗方保

高野宏之

（福島県立病院事業）

第1 決算及び財務の状況

平成20年度における決算及び財務の状況は、損益計算書及び貸借対照表その他の財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められる。

第2 事業経営の状況

県立病院は、6病院、許可病床数955床であり、20年度の患者数は、延べ491,200人となっている。

患者数の内訳は、入院が延べ187,012人、外来が延べ304,188人で、前年度に比べて、入院では14,928人（7.4%）、外来は28,999人（8.7%）減少し、合計では43,927人（8.2%）の減少となった。

経営成績では、総収益116億6,790万8,163円に対し総費用が139億2,979万8,004円で、純損失は22億6,188万9,841円と前年度に比べて3億725万7,869円（15.7%）損失額が増加し、繰越欠損金を加えた累積欠損金は224億4,258万6,135円に達している。

なお、平成20年度において一般会計から繰り入れられた負担金・補助金は、収益的収入中に39億6,884万9,255円があり、資本的収入中の8億7,735万9,541円を合計すれば、総額48億4,620万8,796円に上がっているが、これは前年度と比較して4億3,909万9,754円（8.3%）減少している。

平成20年度の事業経営は、常勤医師の退職、医師の交替に伴い診療体制が弱体化したことなどにより、入院・外来患者数とともに減少となり、これが医業収益に大きく影響したため、単年度欠損は22億円余、累積欠損は224億円を超えるなど、依然として経営状況は極めて憂慮すべき状況にある。
(病院局)

(1) 事業収支

(単位 円)

区分	平成20年度	平成19年度	増	減
事業収益	367,369,518	989,648,145	△622,278,627	
事業費用	531,681,471	801,356,376	△269,674,905	
純損益	△164,311,953	188,291,769	△352,603,722	

平成20年度の収支は、廃止等病院再編業務の終了に伴い、収益が3億6,736万9,518円の前年度に比べ6億2,227万8,627円（62.9%）減少し、費用も5億3,168万1,471円の前年度に比べ2億6,967万4,905円（33.7%）減少し、1億6,431万1,953円の純損失となっている。

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・公舎敷金について、固定資産の管理換え手続がなされていない。

・通勤手当が過支給（1人68,466円）、超過勤務手当が過支給（1人1,448円）となっている。

監査対象公所 県立矢吹病院

執行年月日 平成21年7月10日

担当監査委員 宗方保

高野宏之

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	平成20年度	平成19年度	増	減
入院	55,966	61,551	△5,585	
外来	15,518	15,574	△56	

(2) 事業収支

(単位 円)

区分	平成20年度	平成19年度	増	減
事業収益	1,730,858,553	1,866,789,982	△135,931,429	
事業費用	1,730,935,768	1,866,833,141	△135,897,373	

純 損 益	△77,215	△43,159	△34,056
-------	---------	---------	---------

第2 経営管理の状況

平成20年度の利用状況は、入院患者数延べ55,966人、外来患者数延べ15,518人であり、前年度に比べ入院は5,585人(9.1%)、外来は56人(0.4%)ともに減少した。

事業収支は、収益が17億3,085万8,553円で前年度に比べ1億3,593万1,429円(7.3%)減少し、費用も17億3,093万5,768円で前年度に比べ1億3,589万7,373円(7.3%)減少したが、純損失は7万7,215円で前年度に比べ3万4,056円(78.9%)増加した。

なお、当病院には一般会計から精神病院増こう経費が補てんされているが、補てん前の損失額は6億4,121万216円で前年度に比べ4,094万308円(6.8%)増加しており、経営状態は一層厳しいものとなっている。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監査対象公所 県立喜多方病院
 執行年月日 平成21年7月9日
 担当監査委員 鳴原 吉之助
 野崎 直実

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成20年度	平成19年度	増 減
入 院		15,221	18,068	△2,847
外 来		37,116	41,460	△4,344

(2) 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成20年度	平成19年度	増 減
事業 収 益		880,902,753	939,635,552	△58,732,799
事業 費 用		1,180,795,166	1,220,655,985	△39,860,819
純 損 益		△299,892,413	△281,020,433	△18,871,980

第2 経営管理の状況

平成20年度の利用状況は、入院患者数延べ15,221人、外来患者数延べ37,116人で、

前年度に比べ入院は2,847人(15.8%)、外来は4,344人(10.5%)ともに減少した。

事業収支は、収益が8億8,090万2,753円で前年度に比べて5,873万2,799円(6.3%)減少し、費用も11億8,079万5,166円と前年度に比べ3,986万819円(3.3%)減少したが、純損失は2億9,089万2,413円と前年度に比べ1,887万1,980円(6.7%)増加しており、経営状態は依然として厳しいものとなっている。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・廃棄した器械備品の廃棄手続及び貸借契約終了に伴う公舎敷金についての固定資産台帳の整理がなされていない。また、固定資産除却費用が未計上となっている。

監査対象公所 県立会津総合病院
 執行年月日 平成21年7月9日
 担当監査委員 鳴原 吉之助
 野崎 直実

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成20年度	平成19年度	増 減
入 院		67,823	71,494	△3,671
外 来		107,370	119,047	△11,677

(2) 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成20年度	平成19年度	増 減
事業 収 益		4,323,945,849	4,426,308,441	△102,362,592
事業 費 用		5,263,178,601	5,374,858,487	△111,679,886
純 損 益		△939,232,752	△948,550,046	9,317,294

第2 経営管理の状況

平成20年度の利用状況は、入院患者数延べ67,823人、外来患者数延べ107,370人で、前年度に比べ入院は3,671人(5.1%)、外来は11,677人(9.8%)ともに減少した。

事業収支は、収益が43億2,394万5,849円と前年度に比べて1億236万2,592円(2.3%)減少したが、費用も52億6,317万8,601円と前年度に比べ1億1,167万9,886円(2.1%)減少したため、純損失は9億3,923万2,752円と前年度に比べ931万7,294円(1.0%)減

- 少したが、依然として経営状態は厳しい状況である。
- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことが生じないよう適切な事務処理に努めること。
- 指摘事項

- ・ 医業未収金の管理回収に適切でないものがある。

「事実」

患者一部負担金等の医業未収金の発生防止及び管理回収に当たっては、福島県立病院医業未収金マニュアル等関係規程に基づき適時適切に行うべきところ、電話又は面談による催告、出張徴収、連帯保証人に対する請求、債権回収のための法的手段の実施等が計画的かつ効果的に実施されておらず、未収金整理簿及び未収金処理経過記録票の整理もなされていない。

また、未納者の居所不明で徴収することが困難となり時効が完成したとして、医業未収金98件、総額6,047,089円の不納欠損処分を行っているが、催告、出張徴収等相当の徴収努力を行った旨の未収金処理経過記録がなく、市町村等に対する住所照会の事実もない。

なお、特定の職員が医業未収金の管理回収に従事しているのみで、医業未収金の圧縮に向けた院内の執行体制が有効に機能していない。

「是正・改善等の意見」

医業未収金の管理回収に当たっては、福島県立病院医業未収金マニュアル等関係規程に基づき適正に行うとともに、執行体制の改善を図ること。

監査対象公所 県立宮下病院

執行年月日 平成21年7月10日

担当監査委員 鳴原吉之助

野崎直実

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成20年度	平成19年度	増	減
入院	院	7,113	6,521		592
外来	来	18,927	19,890		△963

(2) 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成20年度	平成19年度	増	減
事業収益	益	617,670,569	604,493,408		13,177,161

事業費用	618,737,692	605,494,230		13,243,462
純損益	△1,067,123	△1,000,822		△66,301

第2 経営管理の状況

平成20年度の利用状況は、入院患者数延べ7,113人、外来患者数延べ18,927人で、前年度に比べ入院は592人(9.1%)増加し、外来は963人(4.8%)減少した。

事業収支は、収益が6億1,767万569円で前年度に比べて1,317万7,161円(2.2%)増加し、費用も6億1,873万7,692円で前年度に比べて1,324万3,462円(2.2%)増加となり、純損失は106万7,123円と前年度に比べ6万6,301円(6.6%)増加した。

なお、当病院は不採算地区病院として一般会計から経費を補てんされており、補てん前の損失額は2億2,539万4,470円と前年度に比べ135万8,062円(0.6%)減少しているが、経営状態は引き続き厳しい状況である。

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
- 指導事項

- ・ 廃棄した器械備品について、年度末に一括して廃棄手続を行っている。また、固定資産除却費用が未計上となっている。

監査対象公所 県立南会津病院

執行年月日 平成21年7月10日

担当監査委員 鳴原吉之助

野崎直実

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成20年度	平成19年度	増	減
入院	院	21,470	21,499		△29
外来	来	61,808	68,583		△6,775

(2) 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成20年度	平成19年度	増	減
事業収益	益	2,289,597,431	2,339,112,306		△49,514,875
事業費用	用	2,290,712,521	2,339,987,429		△49,274,908
純損益	益	△1,115,090	△875,123		△239,967

第2 経営管理の状況

平成20年度の利用状況は、入院患者数延べ21,470人、外来患者数延べ61,808人で、前年度に比べ入院は29人(0.1%)、外来は6,775人(9.9%)ともに減少した。事業収支は、収益が22億8,959万7,431円で前年度に比べて4,951万4,875円(2.1%)減少し、費用も22億9,071万2,521円で前年度に比べ4,927万4,908円(2.1%)減少したが、純損失は111万5,090円と前年度に比べ23万9,967円(27.4%)増加した。

なお、当病院は不採算地区病院として一般会計から経費を補てんされているが、補てん前の損失額は5億6,456万1,499円で前年度に比べ7,897万3,697円(16.3%)増加しており、経営状態は一層厳しいものとなっている。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項
 ・扶養手当が不足支給(1人9,326円)、期末手当が不足支給(1人9,945円)となっている。

監査対象公所 県立大野病院
 執行年月日 平成21年7月9日
 担当監査委員 宗方 保
 高野 宏之

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成20年度	平成19年度	増	減
入院		19,419	22,807		△3,388
外来		63,449	68,633		△5,184

(2) 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成20年度	平成19年度	増	減
事業収益		1,457,563,490	1,447,941,284		9,622,206
事業費用		2,313,756,785	2,359,375,442		△45,618,657
純損益		△856,193,295	△911,434,158		55,240,863

第2 経営管理の状況

平成20年度の利用状況は、入院患者数延べ19,419人、外来患者数延べ63,449人で、

前年度に比べ入院は3,388人(14.9%)、外来は5,184人(7.6%)ともに減少した。事業収支は、収益が14億5,756万3,490円で前年度に比べて62万2,206円(0.7%)増加し、費用は23億1,375万6,785円と前年度に比べ4,561万8,657円(1.9%)減少したが、純損失は8億5,619万3,295円と前年度に比べ5,524万863円(6.1%)減少したが、依然として経営状態は厳しい状況である。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、今後このようなことが生じないよう適切な事務処理に努めること。

指導事項
 ・職員手当の支給に適切でないものがある。

【事実】

1 職員Aに係る扶養手当について、支給開始日を誤って認定し、かつ、手当対象外の義母を認定したため、過支給となっている。

正当支給額 0円
 既支給額 91,000円
 過支給額 91,000円

2 職員Aに係る期末手当について、基礎額に認定の誤った扶養手当額を計上したため、過支給となっている。

正当支給額 274,784円
 既支給額 278,215円
 過支給額 3,431円

3 職員Bに係る通勤手当について、支給開始日の認定誤りにより過支給となっている。

正当支給額 0円
 既支給額 40,800円
 過支給額 40,800円

「是正・改善等の意見」
 職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分に確認の上、適正に行うこと。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項
 ・燃料の実地たな卸を行わず、出納簿の残高を実地たな卸残高としたため、実残量と誤差が生じている。また、たな卸資産減耗費が未計上となっている。

・廃棄した器械備品について、廃棄手続がなされていない。また、固定資産除却費用が未計上となっている。

(監査総務課)